

参考資料

東京都環境局
環境改善部自動車環境課
令和8年3月30日

● (参考資料) エコカー減税 (自動車重量税) の概要 令和8年度税制改正の大綱 (抜粋)

【適用期間】令和8年5月1日～令和10年4月30日

1. 乗用車

①適用期間: 令和8年5月1日～令和9年4月30日

対象・要件等	税目	特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)^{※7} プラグインハイブリッド自動車 	重量税 新車新規検査	免税 ^{※1}
		令和12年度燃費基準 ^{※2}
		排出ガス性能 燃費性能
		80% 95% 達成 105% 125%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制50%低減 ^{※4}	重量税 新車新規検査	25%軽減 50%軽減 75%軽減 免税 ^{※3}
クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制適合 ^{※5}	重量税 新車新規検査	25%軽減 50%軽減 75%軽減 免税 ^{※3}

②適用期間: 令和9年5月1日～令和10年4月30日

対象・要件等	税目	特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)^{※7} プラグインハイブリッド自動車 	重量税 新車新規検査	免税 ^{※1}
		令和12年度燃費基準 ^{※2}
		排出ガス性能 燃費性能
		80% 85% 95% 達成 105% 125%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制50%低減 ^{※4}	重量税 新車新規検査	軽減なし・本則税率 ^{※6} 25%軽減 50%軽減 75%軽減 免税 ^{※3}
クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制適合 ^{※5}	重量税 新車新規検査	25%軽減 50%軽減 75%軽減 免税 ^{※3}

2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック)

対象・要件等	税目	特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)^{※7} プラグインハイブリッド自動車 	重量税 新車新規検査	免税 ^{※1}
		令和4年度燃費基準
		達成 105% 110% 115%
ガソリン車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制50%低減 ^{※8}	重量税 新車新規検査	25%軽減 50%軽減 75%軽減 免税

3. 中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック)

対象・要件等	税目	特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)^{※7} プラグインハイブリッド自動車 	重量税 新車新規検査	免税 ^{※1}
		令和4年度燃費基準
		95% 達成 105%
ガソリン車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制50%低減 ^{※9}	重量税 新車新規検査	50%軽減 75%軽減 免税
ガソリン車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制25%低減 ^{※10}	重量税 新車新規検査	50%軽減 75%軽減
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制適合 ^{※9}	重量税 新車新規検査	50%軽減 75%軽減 免税

4. 軽量車・中量車(車両総重量3.5トン以下のバス)

対象・要件等	税目	特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)^{※7} プラグインハイブリッド自動車 	重量税 新車新規検査	免税 ^{※1}
		令和12年度燃費基準
		65% 70% 75%
ガソリン車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制50%低減 ^{※11}	重量税 新車新規検査	50%軽減 75%軽減 免税
ガソリン車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制25%低減 ^{※11}	重量税 新車新規検査	25%軽減 50%軽減 75%軽減
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む) 平成30年排出ガス規制適合 ^{※11}	重量税 新車新規検査	50%軽減 75%軽減 免税

5. 重量車(車両総重量3.5t超のバス・トラック)

対象・要件等	税目	特例措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減) プラグインハイブリッド自動車 	重量税 新車新規検査	免税 ^{※1}
		令和7年度燃費基準
		達成 105%
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む) 平成28年排出ガス規制適合 ^{※12}	重量税 新車新規検査	50%軽減 免税

(参考資料) 自動車環境管理計画書制度の見直し

【対応案1】 計画書及び実績報告書作成の負担感軽減のための見直し

● グリーン経営認証制度（類似制度）との比較

比較項目	グリーン経営認証制度 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)	自動車環境管理計画書制度 (東京都)	類似性	共通仕様化への検討
制度目的	・環境負荷の少ない持続可能な経営を促進。環境マネジメントシステムの継続的な向上を目指す	・東京都内の自動車使用事業者に対し、自主的な環境への配慮行動を求め、都の環境改善を図る	○	目的は類似
根拠・特徴	・任意の 認証制度 （事業者の自主的参加） ・全国共通の仕組み ・国交省が推奨	・東京都の条例による 義務制度 ・同条例で低公害低燃費車の導入義務制度あり	×	東京都制度は義務に対して、財団は任意
対象	運送事業者 （トラック、バス、タクシー等）、倉庫、旅客船、港湾運送など（現在、都内255事業所認証）	東京都内で30台以上の自動車を使用する 事業者 （現在、約1500者。うち運送事業者約600者）	△	運送事業者が対象である点は共通

(参考資料) 自動車環境管理計画書制度の見直し

【対応案1】 計画書及び実績報告書作成の負担感軽減のための見直し

● グリーン経営認証制度（類似制度）との比較

比較項目	グリーン経営認証制度 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)	自動車環境管理計画書制度 (東京都)	類似性	共通仕様化への検討
報告者	事業所	事業者 (都内に複数事業所を有する場合は事業者でまとめて提出)	×	報告者が異なるため申請共通化は困難
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン経営推進マニュアルに基づく申請書 ・自己診断 (チェックシート) (2年ごとの申請時と中間の1年ごとに書類提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理計画書 (5年度ごと) ・実績報告書 (1年度ごと) 	○	両制度とも、毎年(度)、書類を提出
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得事業所として財団HPで公表 ・公表内容は、名称、所在地のみ。申請内容は非公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都のHPで公表 (外部サイト) ・公表内容は、計画書・実績報告書の内容の一部 (事業者情報、削減目標及び実績値、使用台数、エコドライブ等への取組状況等) 	△	両制度とも公表。ただしグリーン経営認証制度は名称等のみで申請内容は非公表

(参考資料) 自動車環境管理計画書制度の見直し

【対応案1】 計画書及び実績報告書作成の負担感軽減のための見直し

● グリーン経営認証制度（類似制度）との比較

比較項目		グリーン経営認証制度 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)	自動車環境管理計画書制度 (東京都)	類似性	共通仕様化への検討
報告内容	自動車導入・使用	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車導入状況 ・燃費目標の設定 ・車両区分（燃料種別、最大積載量区分）ごとの走行距離・燃料使用量 ・エコドライブ、点検整備等への取組状況（チェックシート形式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定低公害・低燃費車の導入状況 ・CO₂・NO_x・PM 削減目標の設定 ・1台ごとの車両情報及び走行距離・燃料使用量 ・エコドライブや車両の維持管理の取組状況（記述式及び点数記述式） ・車両使用の合理化の取組について 	△	自動車使用状況に関しては共有点多いが、燃費管理については、報告単位など異なる点もある
	経営管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理、空車距離削減など業種別の取組項目を審査 	—	×	グリーン経営認証制度は、自動車の使用以外の経営面についても提出

(参考) 実績報告書提出事業者へのフィードバック

事業者から提出された実績報告書を基に、各事業者の「事業者カルテ」を作成し、取組状況をフィードバック

事業者カルテ

2024年度までの実績報告書に基づき情報です。(2025.9.30時点)

この事業者カルテは、東京都が目指すCO2排出量削減に向け、ご提出いただいた自動車環境管理実績報告書を元に、CO2排出量の推移や東京都環境局が推進する特定低公害・低燃費車等の導入状況などを数値やグラフで示したものです。貴社の現状認識や他社との比較など、今後の取組検討の一助としてご活用ください。

○ 基本情報

サンプル

特定低公害・低燃費車及び乗用車における非ガソリン車の導入義務があります。

※1 同業種の区分: 事業者カルテ内の同業他社との比較における区分です。区分方法は別紙参照。

○ CO2排出状況

貴社のCO₂の排出実績(最大過去5年)の推移です。直近の排出量、目標値

2020実績 1,028 | 2021実績 986 | 2022実績 908 | 2023実績 910 | 2024実績 875 | 目標値 881

※2 別紙「同業他社との比較」参照

○ 走行距離当たりのCO2排出量の同業他社との比較

貴社の走行距離当たりのCO₂排出量の実績と推移です。また、業種別、車両区分を考慮した走行距離当たりのCO₂排出量・燃費等の同業種内における貴社の相対的な位置関係を偏差値※2によって示しました。(※2 別紙「同業他社との比較」参照)

2020 340 | 2021 326 | 2022 321 | 2023 316 | 2024 306 | 偏差値 51.8

※2 別紙「同業他社との比較」参照

偏差値が50を上回ると同業他社より走行距離当たりのCO₂排出量が少ない自動車使用ができていると言えます。なお、上記グラフは、使用されている車両の平均値なので、車両の車両総重量が大きい場合は、数値が大きくなります。一方、偏差値は、自動車の燃費が同程度となる車両総重量・燃料消費率等を細かく区分して比較していますので、精緻に走行距離当たりのCO₂排出量の実態を他社と比較して認識することができます。

CO2排出量状況の推移

同業他社との比較

○ 特定低公害・低燃費車、非ガソリン車導入状況

貴社の2024年度末時点の導入率と導入義務率の達成状況です。

特定低公害・低燃費車導入率 54.7% ▶ 達成

2024年度末までに達成すべき導入率 30%

導入義務率達成に必要な代替台数 EV・FCVに代替なら... 台 で達成

最も使用台数の多い車種1台の代替で見込まれる導入率 0.1% ↑

貴社最大車種 05_軽貨物 1台をEV・FCVへ代替すると 0.4% ↑

※EV・FCVは1台を3台として換算

乗用車における非ガソリン車導入率 82.6% ▶ 達成

2024年度末までに達成すべき導入率 20%

導入義務率達成に必要な代替台数 EV・FCVに代替なら... 台 で達成

1台のHVへの代替で見込まれる導入率 0.4% ↑

1台のEV・FCVへの代替で見込まれる導入率 0.8% ↑

※EV・FCVは1台を2台として換算

【参考】導入状況の同業種及び全体平均との比較

非特定低公害・低燃費車の内訳

○ エコドライブ等、CO2排出量削減に向けた取組の実施について

実績報告書でご記入いただいたエコドライブや公共交通機関の利用など、すべての事業者が取り組むことができると考えられる取組項目について実施状況をポイント化して全事業者平均との比較を行いました。ポイントが低い項目については、取組項目例を示しましたので、今後の参考としてください。

○取組項目ごとの評価ポイント (全事業者平均=5、最低=0、最高=10) (別紙②も併せてご参照ください。)

取組項目	0	5	10
適正運転の実施			3.1
燃費改善等に効果のある機器の導入			0.0
車両の維持管理			2.4
自動車使用の抑制			5.7
環境マネジメントシステム等			0.0

○取組んでほしい項目例

【燃費改善等に効果のある機器の導入】

エコドライブ装置の装着・装置搭載車の導入／デジタル式運行記録計やテレマティクス等の導入／活用／エコタイ(省燃費タイヤ)の導入／アイトリッキング・ストップ装置搭載車の導入／エアブレーカー、蓄熱マット、蓄冷式クーラー又はエア・ディフレクタ等の導入

特定低公害・低燃費車や非ガソリン車の導入状況

エコドライブなどCO2削減の取組状況

【導入義務制度】条例・規則・要綱における規定内容（概要）

	条 例	規 則	要 綱	要 領
努力義務	条例34条 低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務	規則16条の4 燃費性能が相当程度高いものとして知事が指定する「低公害・低燃費車」の「燃費性能」は、自動車の「エネルギー消費効率の値」で判断することを規定	条例34条要綱 ・乗用車、軽乗用車、貨物車等の定義 ・低公害・低燃費車の要件	—
導入義務	条例35条 低公害・低燃費車の導入義務 ・特定低公害・低燃費車導入義務 ・乗用車非ガソリン車導入義務	規則17条 特定低公害・低燃費車の導入義務 ・対象規模（200台） ・義務率（30%） ・非ガソリン義務対象乗用車の定義 ・導入を求める非ガソリン車は特定低公害・低燃費車要件に合致することを規定	条例35条要綱 ・乗用車、軽乗用車、貨物車、等の定義（軽貨物車は軽量車に含む） ・特定低公害・低燃費車の要件、及び該当要件に係る認定を規定 ・非ガソリン車の要件 規則17条要綱 ・Z E V等の換算率を規定	条例35条要領 排出ガス、燃費要件を持たない車両（CNG等）について 特定低公害・低燃費車認定要件を規定 ※当該車両の走行試験結果の提示を求めるものも、これまで申請実績なし

項目	千葉県	埼玉県	神奈川県	
○自動車環境管理計画書制度（名称は自治体により異なる）				
対象期間	R 3～R 7年度	R 7～R 11年度	R 2～R 6年度	R 4～R 8年度
対象事業者 (使用台数)	30台以上	30台以上	30台以上	30台以上
○低公害・低燃費車導入義務				
対象事業者 (使用台数)	200台以上	200台以上	—	200台以上
導入義務車両要件	低公害車	低燃費車	—	低公害・低燃費車
基準 乗用車ガソリン車の例	[排出ガス性能] 平成17年基準50%低減レベル又は平成30年基準25%低減レベル [燃費性能] 要件なし	[排出ガス性能] 要件なし [燃費性能] 令和12年度基準達成又は令和2年度燃費基準20%以上達成車 ※車両総重量3.5t超は令和2年度燃費基準達成	—	[排出ガス性能] 平成17年又は平成30年基準75%以上低減車 [燃費性能] 令和2年度燃費基準20%向上以上
導入義務率	60%	50%	—	30%
達成期限	R12年度末	R11年度末	—	R 8年度末
備考		● R 7年度制度変更 ・導入義務率 40%⇒50%に変更 ・低燃費車の基準変更	● 導入義務なし	

非ガソリン車の市場販売における自動車メーカーの動向

- 2030年を一つの目標に、多くのメーカーが非ガソリン車（特にZEV）の市場投入を拡大
- EV、FCVも販売拡大が長期的に進むが、昨今のEV販売の鈍化に伴い、明確な目標年限や数値を示していないメーカーがほとんどとなっている。

	2030	2035	2040
トヨタ	HEV販売拡大でEVの202E販売台数100万台に下方修正 EV販売台数350万台目標		2040年 ZEV販売比率未設定 (マルチパスを継続)
ホンダ	販売台数360万台目標のうち、HEV220万台、EVは30%を下回る		2040年 ZEV販売比率100%
日産	グローバルに電動車（EV、e-power、PHEV）のモデルミックス55%以上		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
マツダ	2027 EV投入 世界販売の25~40%をEVに		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
三菱	HEV、PHEV、BEV	EV主体	ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
スバル	2030年 EV販売比40%目標		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
ダイハツ	トヨタ・スズキ・ダイハツの協業で、軽商用EV開発 2030年目標見直しにより明確に把握不可 商用車を中心にEV化を推進		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
スズキ	2030年までにEV 6モデル投入		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
日野	2035ごろまでに順次カテゴリ単位でZEVを提供していく予定 小型トラック・路線バスは投入済み 中型EVトラックへ拡大		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
いすゞ (UD)	2030までに全カテゴリでZEVを提供 2024小型トラック 2026バス 2027以降中型・大型トラック		ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
三菱ふそうトラック・バス	2022小型トラック		新型トラックおよびバスの走行時CO ₂ e排出量ゼロを日本で2039年までに実現 ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない
BMW	2030年、全世界の販売台数の50%のEV化目標		市場と規制の動向に合わせて電動化を推進していく姿勢を示し、ZEV販売比率100%の年限や目標数値は明示していない

ZEVに関する海外の動向

- 欧米が一時後退の傾向にある一方、中国では着実に普及し始めている。

アメリカ：EV普及は大幅減速の見通し

- ・2030年時点のライトビークル（※）販売に占める電気自動車の割合予測 … **27%**
※乗用車・小型トラック
(2024年時点の予想値48%からの**大幅下方修正**)
- ・政府によるエネルギー政策の転換、輸入関税の引き上げなどが原因

EU：2035年から内燃エンジン搭載の新車販売を実質的に禁止する計画を撤回

- ・合成燃料（e-Fuel）、次世代バイオ燃料、欧州産低炭素鋼材の使用など、一定の条件を満たせば2035年以降もエンジン車の新車販売を認める方針に転換（CO2排出量について、21年比で90%削減することを目指す）

中国：当初目標を大きく上回るペースで伸長

- ・NEV（EV・PHEV・FCVの総称）販売台数（2025年1～8月）…新車総販売台数に対して**45.5%**
(2020年設定の目標値20%に対し**大幅超過**)

東京都の導入支援について (1/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額
電気自動車等の普及促進事業 【クール・ネット東京 モビリティチーム】	EV		基本助成額：20万円（給電機能を有する車両） 10万円（給電機能を有しない車両） 事業用貨物自動車：20万円を上限に車種別に設定
	PHEV	個人（車両を所有し、又は使用する者）（以下、個人とする） 事業者（車両を所有し、又は使用する者）（以下、事業者とする。）	基本助成に上乗せ <ul style="list-style-type: none"> ・ZEV普及特別支援制度：加算対象となる車両製造事業者等の条件を満たすことで、5万円×該当項目数（上限10万円） ・非ガソリン車両ラインナップ評価制度：該当する評価項目の達成状況に応じた助成額（メーカー別に評価項目に応じて異なる上乗せ助成金がある（上限40万円）） ・GX取組評価制度：評価項目の達成状況に応じた助成額（上限20万円） ・再生可能エネルギー電力の導入：基本助成額15万円。2kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続している場合これに加算：上限EV30万円・PHEV15万円 ・充放電設備の導入：1口当たり1台のみを対象に10万円/1台（上限1台当たり10万円） ・公共用充電設備の導入 普通充電の場合：1口当たり1台のみを対象に5万円/1台 急速充電設備又は超急速充電設備の場合：1口当たり1台のみ対象に10万円/1台（上限1台当たり10万円） ・高級車：840万円以上の車両は上記のすべての上乗せ額に0.8を乗じる ※初度登録年度により補助額が変動するので、令和7年4月1日以降に初度登録又は初度検査された車両について記載
	FCV	個人、事業者 区市町村	基本助成額：150万円（給電機能を有する車両） 140万円（給電機能を有しない車両） 基本助成に上乗せ <ul style="list-style-type: none"> ・ZEV普及特別支援制度：加算対象となる車両製造事業者等の条件を満たすことで、5万円×該当項目数（上限10万円） ・再生可能エネルギー電力の導入：基本助成額25万円。2kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続している場合これに加算：上限25万円 ・充放電設備の導入：1口当たり1台のみを対象に10万円/1台（上限1台当たり10万円） ・高級車：840万円以上の車両は上記のすべての上乗せ額に0.8を乗じる ※初度登録年度により補助額が変動するので、令和7年4月1日以降に初度登録又は初度検査された車両について記載

東京都の導入支援について (2/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額			
次世代タクシー導入促進事業 【クール・ネット 東京 モビリティ チーム】	電気自動車等タクシー (EV または PHEV)	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー・ハイヤー事業者 (個人タクシー除く) ・事業者に対象車両をリースするリース事業者 ・中小企業者 (中小企業基本法) ・中小規模事業者：中小企業者で、使用するタクシー台数が200台未満 	車種	原則 (助成対象者が通常の場合)	中小規模事業者 (中小 + 200台未満)	国の同種補助の交付決定がある車両
			EV	助成対象経費×1/4 (上限 100万円/台)	助成対象経費×1/2 (上限 160万円/台)	助成対象経費×1/4 (上限 60万円/台)
			PHEV	助成対象経費×1/5 (上限 100万円/台)	助成対象経費×2/5 (上限 160万円/台)	助成対象経費×1/5 (上限 60万円/台)
	環境性能の高いUDタクシー (EV/PHEV/HV (ハイブリッド))	上記に加え、研修等による従業員指導等を実施	UD区分	助成上限 (通常)	助成上限 (中小規模事業者)	国の同種補助の交付決定がある車両
			認定レベル1・2 (または同等仕様の福祉タクシー/リフト装備等)	60万円/台	100万円/台	40万円/台
			認定レベル準1 (または同等仕様の福祉タクシー)	40万円/台	67万円/台	27万円/台
EVバス・EVトラック導入促進事業 【クール・ネット 東京 モビリティ チーム】	<p>EVバス：外部充電可能・内燃機関なし・定員11人以上</p> <p>PHEVバス：外部充電可能・内燃機関併用・定員11人以上 (車両本体・後付給電設備の装備費)</p> <p>EVトラック：外部充電可能・内燃機関なし・車両総重量2.5t超</p> <p>PHEVトラック：外部充電可能・内燃機関併用・車両総重量2.5t超 (車両本体・後付給電設備の装備費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者 (旅客自動車運送事業者) ・事業者 (旅客運送以外) (国・東京都・個人は除く) ・地方公共団体 (都内の市町村・特別区) ・リース事業者 	<p>(原則環境省補助を併用のうえ申請、下記上限金額と国の補助金の差額を補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EVバス・PHEVバス・EVトラック：車両本体環境省補助基準額×3/2 + 後付けの給電機能の装備費用 (上限4,200万円) ・PHEVトラック：車両本体環境省補助基準額×2 + 後付けの給電機能の装備費用 (上限4,200万円) ・充放電設備・公共用充電設備の導入加算 (リース事業者は対象外、1口で1台のみ、上限10万円) 充放電設備：1口につき、助成対象車両1台に +10万円 公共用充電設備：普通充電：1口につき1台 +5万円 急速/超急速：各1口につき1台 +10万円 ・環境認証 (グリーン経営認証、もしくはISO14001) の取得による加算：1台につき50万円加算 			

東京都の導入支援について (3/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額
FCVバス・タクシー補助事業【クール・ネット 東京 モビリティチーム】	バス：導入費（車両購入・装備・リース）への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業（リース事業者を含む。） ・地方公共団体 ・独立行政法人（※） ・一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人 ・法律により直接設立された法人 ・その他知事が認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ◎本体助成（上限 5,000万円） <ul style="list-style-type: none"> ・バス本体助成金額 = バス本体購入費用 - 国補助等の額 - 基準額 ◎上乗せ助成（上限2,000万円）（購入 + 装備等に対して） <ul style="list-style-type: none"> ①申請年度から5年度以内に、都内本拠のFCバスを5台以上純増させる計画（車両導入計画書提出） ②都内の自らの営業所等に商用水素ステーションを整備／誘致し運用 ・バス上乗せ助成金額 = （バス本体購入費用 + バス装備類費用） - バス本体助成金額 - 国補助等の額 ◎環境認証による加算（地方公共団体は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン経営認証 または ISO14001 を取得している旅客自動車運送事業者の場合： +50万円/台
	タクシー：導入費（車両購入・装備・リース）への助成 水素燃料費への助成		<ul style="list-style-type: none"> ◎本体助成（上限370万円） <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー本体助成金額 = （タクシー本体購入費用 + タクシー装備類費用） - 国補助等の額 - 基準額 ◎上乗せ助成（上限240万円）（購入 + 装備等に対して） <ul style="list-style-type: none"> ①申請年度から5年度以内に、都内本拠のFCタクシーを5台以上純増（※中小企業は3台以上）させる計画書を提出 ②都内の自らの営業所等（コンソーシアム／グループ会社敷地含む）に定置式水素ステーションを整備／誘致し、商用目的で運用 ・タクシー上乗せ助成金額 = （タクシー本体購入費用 + タクシー装備類費用） - タクシー本体助成金額 - 国補助等の額 ◎水素燃料への助成（1台当たり上限130万円/年） <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー燃料費助成金額 = 水素燃料代実績（税抜） - 水素充填量実績 × LPガス相当分単価

東京都の導入支援について (4/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額
燃料電池等トラック実装支援事業【クール・ネット東京 モビリティチーム】	FCトラック：車両本体価格	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、リース事業者 ・東京都と集中導入支援事業の実施に係る協定書を結んだ区市町村、 ・独立行政法人一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人 ・法律により直接設立された法人 ・その他東京都知事が認めるもの 	<p>◎基本補助額：（以下、FCトラックをトラックと記載する。）</p> <p>【大企業の場合】：上限額 小型トラック：1,300万円、大型トラック：5,600万円</p> <p>【中小企業の場合】：上限額 小型トラック：2,600万円、大型トラック：9,600万円</p> <p>・本体助成金額＝車両本体価格（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックの車両本体価格</p> <p>◎上乗せ助成額：</p> <p>・基本補助額と上乗せ助成額の合計上限金額 小型トラック：3,400万円/台、大型トラック：11,500万円/台</p> <p>①申請年度から5年度以内に、都内本拠のトラック＋水素エンジントラックを合計で5台以上純増（中小は3台以上、大企業で小型トラックまたは水素エンジンのみ導入なら10台以上）する導入計画</p> <p>②都内の自らの営業所等に 商用水素ステーションの整備または誘致を図る</p> <p>・トラック上乗せ助成金額＝リース契約費用（税抜）－トラックリース契約本体助成金額（またはトラックリース契約費用本体助成金額）－国補助等の額</p> <p>◎環境認証による加算（地方公共団体は除く）</p> <p>・グリーン経営認証 または ISO14001 を取得している旅客自動車運送事業者の場合：+50万円/台</p>
	燃料電池ごみ収集車		<p>（集中導入支援事業の対象区市町村の場合）</p> <p>①水素ステーションの整備または誘致を図り、燃料電池ごみ収集車を10台以上導入する場合</p> <p>・FCごみ収集車本体助成金額＝助成対象経費（税抜）×3/4－国補助等の額</p> <p>②燃料電池ごみ収集車を5台以上導入する場合</p> <p>・FCごみ収集車本体助成金額＝助成対象経費（税抜）×3/4－国補助等の額</p>
	水素エンジントラック：車両改造費用およびベースとなった車両購入費用		<p>◎基本助成額：</p> <p>・水素エンジントラック本体助成金額＝（車両改造費用－国補助等の額）×2/3（上限額 1,100万円）</p> <p>◎上乗せ助成額：</p> <p>・水素エンジントラック上乗せ助成金額＝（車両改造費用＋車両購入費）－水素エンジントラック本体助成金額－国補助等の額（上限：1,100万円）</p>

東京都の導入支援について (5/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額
燃料電池等トラック燃料費支援事業 【クール・ネット東京 モビリティチーム】	FCトラック（FCごみ収集車を含む）または水素エンジントラックの運用に必要な燃料費	民間企業、燃料電池ごみ収集車導入自治体（都と協定締結市区町村）、独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、法律により直接設立された法人、その他東京都知事が認めるもの	FC小型トラック：900万円/台・年 FC大型トラック：2,880万円/台・年 水素エンジントラック：1,200万円/台・年
燃料電池自動車用水素供給設備整備事業 【クール・ネット東京 都市エネ促進チーム】	・水素供給設備（対象設備の増設・改修に要する費用） ・障壁の設置費 など 多くの施設が対象	大規模事業者又は中小事業者	【増設・改修】 ・大規模事業者：対象経費の4/5又は4億円のいずれか低い額 ・中小事業者：対象経費の合計金額又は4億円のいずれか低い額 【障壁】 ・大規模事業者：対象経費の4/5又は3000万円のいずれか低い額 ・中小事業者：経費の合計金額又は3000万円のいずれか低い額 等
燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業 【同上】	燃料電池自動車用水素供給設備の運営にかかる費用（土地賃借料、設備運営費等多くの費用が対象）	大規模事業者及び中小事業者	【土地賃借料】 ・大規模事業者：用地の賃借料の4/5に運営実績係数を乗じた額 ・中小事業者：用地の賃借料の10/10に運営実績係数を乗じた額 【設備運営費】（大規模水素供給設備の場合） ・大規模事業者：（対象経費－国補助額×7/5）×1/2 ・中小事業者：（対象経費－国補助額×7/5） 等
燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費（水素燃料費）支援事業 【同上】	水素販売価格事務費相当額	大規模事業者及び中小事業者	【水素販売価格】 ・大規模事業者：水素燃料代から軽油相当分を引いた金額（上限：水素充填量実績（kg）に2,051（円/kg）を乗じた金額） ・中小事業者：水素燃料代から軽油相当分を引いた金額（上限：水素充填量実績（kg）に2,315（円/kg）を乗じた金額） 【事務費相当額】 ・大規模事業者：水素燃料代×5%（上限：水素充填量実績（kg）に132（円/kg）を乗じた金額） ・中小事業者：水素燃料代×10%（上限：水素充填量実績（kg）に290（円/kg）を乗じた金額）

東京都の導入支援について (6/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額
電気自動車等の普及促進事業 【クール・ネット東京 モビリティチーム】	外部給電器（機器本体の購入に要する費用）	事業者（EV、PHEVの所有者に限る）、リース事業者	対象経費の1/2（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限40万円）
	V2H（本体の機器費及び設置に係る工事費）	個人、事業者、リース事業者	ア) 対象経費の1/2（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限50万円） イ) 発電出力が50kW未満の太陽光発電システム及びEV又はPHEVをV2Hの設置と併せて導入し、又は既に導入している場合：対象経費（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限100万円）
	太陽光発電システム（本体の機器費及び設置に係る工事費）	個人、事業者、リース事業者	ア) 新築住宅 ・発電出力が3.6kW以下の場合：対象経費（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限：住宅1棟当たり36万円か、発電出力に12万円を乗じて得た額の小さいもの） ・発電出力が3.6kWを超えかつ50kW未満の場合：対象経費（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限：発電出力の数値に10万円を乗じて得た金額） イ) 既存住宅： ・発電出力が3.75kW以下の場合：対象経費（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限：住宅1棟当たり45万円か、発電出力に15万円を乗じて得た額の小さいもの） ・発電出力が3.75kWを超えかつ50kW未満の場合：対象経費（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限：の発電出力の数値に12万円を乗じて得た金額）
	燃料電池車両との外部給電器（V2B等の充放電設備を除く。）（機器本体の購入に要する費用）	個人、事業者 区市町村	対象経費の1/2（国その他の団体からの補助金を充当する場合は、その金額を差し引いた額）（上限40万円）

東京都の導入支援について (7/7)

補助金名称	対象車両等	対象者	補助額
東京都民間事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助金 【東京都環境局環境改善部自動車環境課低公害化支援担当】	圧縮天然ガス自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者（個人事業者を含む） ・上記の事業者へリースをするリース事業者 	車両総重量3.5t超8t以下 100,000円/台 車両総重量8t超 200,000円/台 （上限額200,000円）

◆融資あっせん

名称	対象車両等	対象者	あっせん内容
東京都環境保全資金融資あっせん 【東京都環境局環境改善部自動車環境課低公害化支援担当】	九都県市指定低公害・低燃費車への買い替え	中小企業または個人事業者	融資限度額：1億円／1企業 利子補助：1/2 信用保証料補助：2/3

◆税制特例措置

	設備等	対象者	減税内容
ZEV導入促進税制	電気自動車（EV） プラグインハイブリッド自動車（PHV） 燃料電池自動車（FCV）	自動車税種別割の納税義務者	初回新規登録を受けたものに対して、初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割を全額免除

● 国の導入支援について：購入時に使われる代表的な国の補助金（1 / 3）

補助金名称	対象者	対象車両等	補助額等
CEV補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金) 【一般社団法人次世代自動車振興センター】	<ul style="list-style-type: none"> 個人 法人（民間企業） 個人事業主 地方公共団体（都道府県・市区町村など） その他の団体（公益法人・各種法人・組合等） リースの場合：リース事業者または使用者（リース利用者） 	EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド）、FCV（燃料電池車）、超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車	<p>【令和8年1月1日～】補助額を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、補助上限額については、EVは90万円、軽EVは58万円、PHEVは60万円、FCVは255万円としていた。日米関税協議の合意も踏まえて、種別間の競争条件の公平を図る観点から、種別毎の標準車両価格に一定割合を乗じた値を補助上限額として変更。 令和8年1月1日以降に新車として新規登録を受ける車両に対し、見直し後の補助上限額を踏まえた補助額を適用（車両の銘柄ごとの補助金交付額が設定）。 詳細は公式情報参照： (CEV補助金) https://www.cev-pc.or.jp/
商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス） 【公益財団法人日本自動車輸送技術協会（JATA）】	<ul style="list-style-type: none"> タクシー・バス事業者 タクシー・バス車両のリース業者 特定旅客自動車運送事業者にタクシー・バス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等 タクシー・バス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者 地方公共団体 その他大臣の承認を得てJATAが適当と認める者 	<p>タクシー</p> <p>バス</p> <p>車両と一体的に充電設備</p>	<p>【補助対象車両一覧】に記載されている車両本体価格に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎乗車定員8人以下 <ul style="list-style-type: none"> EV：車両本体価格の1/4をベースに、JATAが必要と認めた額 PHEV：車両本体価格の1/5をベースに、JATAが必要と認めた額 FCV：車両本体価格の1/3をベースに、JATAが必要と認めた額 ◎乗車定員9人以上 <ul style="list-style-type: none"> 標準的燃費水準車両との差額の2/3をベースに、JATAが必要と認めた額 <p>EV：標準的燃費水準車両との差額の2/3をベースに JATAが必要と認めた額 PHEV：標準的燃費水準車両との差額の2/3をベースに JATAが必要と認めた額 FCV：標準的燃費水準車両との差額の1/2をベースに JATAが必要と認めた額</p> <ul style="list-style-type: none"> 急速充電・普通充電：機器補助率1/1or1/2（容量で変動）、工事補助率1/1 バッテリー交換式充電：機器補助率1/2、工事補助率1/1 V2H充放電設備：機器補助率1/2、工事補助率：1/1 外部給電器：機器補助率1/3 高圧受電設備・設置工事費補助基準額：1/1

●国の導入支援について：購入時に使われる代表的な国の補助金（2 / 3）

補助金名称	対象車両等	対象者（対象事業等）	補助額等																							
低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 【一般財団法人環境優良車普及機構】	トラック	中小トラック運送事業者（資本金3億円又は従業員数300人以下に限る。）又はトラック運送事業者(中小事業者)に車両をリースする事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5 t 超の事業用車両(緑ナンバー) ・新車で令和7年4月1日から令和8年1月30日までに新車新規登録された車両 ・大型・中型・小型とも2025年度燃費基準達成した車両 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車型区分 (車両総重量)</th> <th>2025年度 燃費基準</th> <th colspan="2">基準額 (万円)</th> <th>備考排出ガス 規制識別記号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>廃車有</th> <th>廃車無</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型 (12t超)</td> <td>達成</td> <td>75</td> <td>50</td> <td rowspan="3">問わず</td> </tr> <tr> <td>中型 (7.5t超～12t以下)</td> <td>(達成レベル)</td> <td>42</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>小型 (3.5t超～7.5t以下)</td> <td>100以上)</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2025年度燃費基準達成レベルが105以上の場合、基準額に一律+ 5万円上乘せ</p> <p>◎下記の事業報告書等の提出が必須 ※ エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書 ※ 燃費改善効果及びCO2削減効果計算（当該年度及びその後1年間報告）</p>	車型区分 (車両総重量)	2025年度 燃費基準	基準額 (万円)		備考排出ガス 規制識別記号			廃車有	廃車無		大型 (12t超)	達成	75	50	問わず	中型 (7.5t超～12t以下)	(達成レベル)	42	28	小型 (3.5t超～7.5t以下)	100以上)	15	10
車型区分 (車両総重量)	2025年度 燃費基準	基準額 (万円)		備考排出ガス 規制識別記号																						
		廃車有	廃車無																							
大型 (12t超)	達成	75	50	問わず																						
中型 (7.5t超～12t以下)	(達成レベル)	42	28																							
小型 (3.5t超～7.5t以下)	100以上)	15	10																							
充電設備・V2H充放電設備・外部給電器補助金	充電設備の購入費と充電設備の設置工事費	1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） 3. マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）	<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電設備（50kW以上）、補助率1/1 ・充電設備の設置工事費、補助率1/1 ・急速充電設備、補助率1/1 ・普通準電設備、補助率1/1以内または1/2以内 ・充電設備の設置工事費、補助率1/1 ・急速充電設備・普通準電設備、補助率1/2以内 ・充電設備の設置工事費、補助率1/1 																							

● 国の導入支援について：購入時に使われる代表的な国の補助金（3 / 3）

補助金名称	対象車両等	対象者（対象事業等）	補助額等
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 【公益財団法人北海道環境財団】	ハイブリッド及び天然ガストラック ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車 ハイブリッド及び天然ガスバス （定員11人以上に限る。） ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	①トラックを事業の用に供する者。 ②トラックの貸渡し（リース）を業とする者（①に貸し渡す者に限る。） （個人、自家用、営業用すべて可） ③バスを事業の用に供する者。 ④バスの貸渡し（リース）を業とする者 （③に貸し渡す者に限る。） （個人、自家用、営業用すべて可）	・同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の1/2 ※ 1 補助対象事業者当たり上限台数30台⇒100台に拡大

◆ 税制上の優遇措置

設備等	対象者	補助額
【自動車重量税】 EV・PHV・FCV・NGV等	個人 または 法人	エコカー減税：EV,PHV,FCV,NGV（※）の免税 その他の車種は燃費性能、排出ガス性能に応じて軽減 ※排ガス基準等の条件付
【自動車税】 【軽自動車税】 EV・PHV・FCV・NGV等	個人 または 法人	環境性能割：EV,PHV,FCV,NGVの免税 その他の車種は燃費性能、排出ガス性能に応じて軽減 グリーン化特例：EV,PHV,FCV,NGV概ね75%の軽減 ※古い車両については逆に重課